

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合 下水道事業運営審議会
開 催 日 時	平成27年11月27日(金) 14時00分～15時28分
開 催 場 所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 3階議員控室
議長(会長)の氏名	会長 吉田 勝己 委員
出席委員(者)氏名	勝浦 信幸 ・ 川崎 孝 ・ 菊地 正春 関原 勝 ・ 高橋 義昭 ・ 森田 厚美 湯本 昇
事務局職員の職・氏名	事務局長 加藤 裕之 参与兼次長 新井 正美 副参与兼課長 宇津木優明 副参与兼課長 高山 淳 副参与兼課長 田村 勉 課 長 中田 真一 副 課 長 岡本 義徳 副 課 長 菊地 征一 副 課 長 飯田 清貴 副 課 長 安原 仁 課長補佐 岸 俊之 主 査 福田 尚也 主 事 荒井 遥
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1 開会 宇津木副参与兼総務課長 2 挨拶 吉田会長 3 審議事項 （1）下水道事業の運営について （2）その他 4 閉会
配 付 資 料	事前配付 ・下水道事業運営審議会資料(第2回) 当日配付 ・次第 ・資料(運転管理等比較表) (流入水量及びBOD、SS推移表)

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p><開会・挨拶></p> <p>本日は大変お忙しい中、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>現在の出席者8名全員でございます。</p> <p>従いまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議の議事が成立いたしますことをあわせて御報告いたします。</p> <p>それでは、ただいまから、平成27年度第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会を開会いたします。</p> <p>吉田会長より御挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p><審議事項></p>
事 務 局	<p>それでは、次第に基づきまして審議事項に入らせていただきます。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、吉田会長をお願いいたします。</p> <p><審議事項(1)></p>
会 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>審議事項の前に、本日の会議における傍聴希望者はおりませんのでご報告いたします。</p> <p>なお、会議録の署名につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会運営規則第5条に会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならないと規定されておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。</p> <p>会議録署名委員に川崎委員さんと菊地委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(川崎委員、菊地委員了承の意)</p>
会 長	<p>また、本審議会の会議及び会議録につきましては、公開が原則となっております。</p> <p>それでは、審議事項に移らせていただきます。</p> <p>はじめに、審議事項(1)の「下水道事業の運営について」を議題といたします。担当課より内容説明を求めます。</p>

<p>事務局 会長 委員</p>	<p>下水道事業運営審議会資料（第2回）に基づいて説明</p> <p>御質問・御意見を伺いたと思います。 委員の皆さん何かございますか。</p> <p>いくつか質問いたします。</p> <p>1点目として、料金徴収委託の費用について、下水道組合と水道企業団との関係をお聞きします。また、水道検針データの取扱いについて伺います。</p> <p>2点目として、資料3ページの運転管理等比較表について、組合人件費を合算した比較表があった方が、経費削減が明確化できると思います。</p> <p>3点目として、資料4ページの流入水量及びBOD推移表につきまして、SSを含めた表とした方が良いと思います。</p> <p>4点目として、建設コストの削減について、移設補償金と移設等調整業務について、費用が発生しないような工夫をされているのか伺います。</p> <p>5点目として、資料8ページの使用料単価 129.8 円は前回資料6ページの129.7 円の間違えではないでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>1点目の料金徴収業務委託における下水道組合と水道企業団との関係でございますが、水道使用料と下水道使用料を同時に徴収することで、効率的な運営及びお客様サービスの向上を図ることを目的とし、水道企業団が徴収業務を委託している業者へ当組合も委託しております。</p> <p>委託費用につきましては、当組合と水道企業団において「料金の徴収業務に係る覚書」を締結し、上下水道1調定あたりの委託単価に対しまして、当組合と水道企業団でそれぞれ2分の1を負担することとなっております。</p> <p>また、水道検針データにつきましては、下水道使用料の算定において必要となるものであり、算定方法については坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例第16条に規定されております。水道の検針データの使用についてですが、徴収業務委託実施前は、水道企業団に検針データ負担金を支払い使用しておりましたが、委託実施後については、すべて徴収業務委託費の中に入れております。</p> <p>2点目及び3点目につきましては、資料を作成いたしましたので配付させていただきます。（追加資料配付）</p> <p>2点目の運転管理等比較表ですが、組合人件費等平成13年度を基準にしますと、流入水量は平成26年度で44.1%の伸び率となっておりますが、運転管理等の経費では、包括的民間委託にすることで21.9%の削減ができております。</p> <p>3点目のSSにつきましては、石井水処理センターにて計画流入水質を少し超えておりますが、適正に処理されておりますので、放流水には影響ございません。</p> <p>4点目の移設補償金等についてですが、管渠の設計時に可能な限り発生しないよう平面的にも縦断的にも避けて計画をたてております。ただし、狭い道路内に水道管が布設されており、汚水管を布設する場所が空いていない場合はやむを得ないもの</p>

<p>委員</p>	<p>として既設の水道管やガス管を移設していただいております。この場合の移設補償金は原因者負担となります。</p> <p>5点目の使用料単価が異なる点についてですが、表の上段、つまり埼玉県の手示による使用料単価につきましては、下水道使用料と物件設置使用料を合算した額が使用料収入としております。対しまして、下段の組合経費算定基準では、純粋に下水道使用料のみを使用料収入としていることによります。</p>
<p>事務局</p>	<p>5点目について、もう少しわかりやすく説明願います。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>本表では、下水道使用料に物件設置使用料 48 万円を合算したものを使用料収入としております。組合経費算定基準では、物件設置使用料 48 万円を除いておりますので、この分が 0.1 円の違いとして出ております。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>定員管理について3点質問いたします。</p> <p>1点目として、定員管理の観点から、今後3年以内の外部委託の方向性と定員管理との関連性をどう考えているか伺います。</p> <p>2点目として、組織人員構成の理想はピラミッド型だと思いますが、組合の人事計画に問題は無いでしょうか。また、今後の職員採用の計画と管理技術者の育成と実行はどのように考えていますか。</p> <p>3点目として、外部委託によるデメリットの解決手段と今後の外部管理指導のレベルアップはどう考えていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>1点目の水処理センターにつきましては、引続き3年間の包括業務委託を継続して実施してまいります。また、業務課の使用料徴収業務委託につきましても継続してまいります。定員管理につきましては、本組合人事計画書に基づきまして40名前後で業務を遂行してまいります。</p> <p>なお、人事計画につきましては、社会経済情勢等の変化なども考慮し、5年を目途に見直しを実施していきたく思います。</p> <p>2点目につきましては、近年の採用状況は10年間で7名と少数であります。今後は本組合人事計画書に基づき新規採用を進めたいと考えております。また、サービス水準の低下の回避、特定分野に関する知識・経験等の継承を図るため、再任用制度を有効に活用してまいります。また、管理技術者の育成につきましては、外部研修等を積極的に活用したいと思っております。</p> <p>3点目の外部委託のデメリット等ですが、まず、使用料徴収業務委託につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、水道使用料と下水道使用料を同時に徴収することを目的とし、水道企業が徴収業務を委託している業者へ当組合も委託しております。まず、メリットについてでございますが、第2回資料2ページのとおり組合人件費の削減等に伴う効果が認められているほか、水道使用料と下水道使用料を同一業者で徴収することで、効率的な運営及びお客様サービスの向上が図れているところであります。</p>

	<p>次に、デメリットでございますが、組合職員の徴収業務に関する技術力の低下が懸念されております。</p> <p>徴収業務に関する技術力としましては、主に料金算定及び収納等までの作業管理能力、収納及び滞納者等のデータ管理能力、窓口対応能力等があり、さらには、悪質な滞納者に対しては、対人的な交渉技術も強く要求されることから、スペシャリストの養成も求められております。</p> <p>デメリットの解消手段と、外部管理指導のレベルアップとしましては、当組合の徴収業務経験者の知識、経験等の継承を積極的に図るほか、担当職員は委託業務内容や改善すべき問題点を的確に把握できるよう、委託業者と十分な連携を図ることが重要であると考えております。</p> <p>さらには、委託業者、水道企業団、当組合において、情報交換会の開催等により積極的な情報の共有を図るとともに、水道企業団と協同して徴収業務委託の監視体制の強化を図ることが重要であるとと考えております。</p> <p>次に、包括的民間委託についてですが、メリットとしましては、組合人件費の縮減、運転管理に関する業務の効率化、安定した維持管理、包括的委託による経費の削減が上げられます。また、デメリットとしましては、法令改正による管理基準の変更、物価変動による人件費・消耗品費の上昇、組合職員が直接管理をしないことによる運転管理に関する知識及び経験の不足が上げられます。</p> <p>デメリット解決手段といたしましては、包括委託の中で明確な業務要求基準を掲げ、民間企業による創意工夫や効率的な維持管理が出来る様に仕様書を作成し、契約後は委託者と受託者が最適な運転管理方法について議論を重ねることにより、委託者・受託者双方のレベルアップが図れると考えます。また職員の知識及び経験不足の解消には、処理場管理の熟練者を再任用し若い職員に運転管理等の技術指導を行うことにより、職員の現場教育を行っております。今後につきましては、日本下水道事業団等の研修に積極的に参加し、技術力の向上に努めてまいります。</p>
<p>委 員</p>	<p>追加で質問いたします。 来年度の採用について伺います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>お答えいたします。 9月に採用試験を実施し、先日合格者の発表を行いました。 最終合格者は3名で、土木職1名、一般事務2名となっております。電気や機械の技術職についても募集いたしました。申し込みがありませんでした。 技術職については、今後も募集しようと考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>いくつか質問いたします。 1点目として、質問の事前通告があるのはいかがでしょうかと考えます。 2点目として、前回にて、諮問書交付が審議事項(1)となっておりますが、個人的には審議事項ではないと思います。 3点目として、事務局の説明員はもっと少数精鋭とすべきではないでしょうか。 4点目として、平成26年度の決算書20ページに「受益者負担</p>

	<p>金納期前納付報奨金」がありますが、他団体でも実施しているのでしょうか。市税の前納報奨金はとっくに廃止されております。どういう意図で継続されているのでしょうか。他団体が実施しているから実施しているのでしょうか。</p> <p>5点目として、石井水処理センターの未利用地について、運動公園の一部のような場所がありますが、極論として、坂戸市に買い取ってもらうことはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えいたします。</p> <p>1点目の質問の事前通告ですが、資料の作成・調査等ございますので、お願いできるのであれば、事前に通告いただければと考えております。</p> <p>2点目の諮問書の交付につきましては、構成市にならった形としております。</p> <p>3点目の事務局人員につきましては、次回より最低限の人員とさせていただきます。</p> <p>4点目の報奨金についてですが、坂戸都市計画下水道受益者負担金条例施行規則に基づきまして、通常5年間20回の分割納付である受益者負担金を一括納付していただいた方に対し、約20%の報奨金をつけているものでございます。年度によって額が異なるのは、対象人数及び面積が異なることによります。</p> <p>なお、県内54団体中、報奨金制度がある団体は38団体。組合と同じ約20%の報奨金を設けている団体は約10団体ございます。報奨金制度につきましては、各団体の考えによりその内容は様々となっております。当組合としましても、引き続き検討させていただきます。</p> <p>5点目の石井水処理センターの未利用地についてですが、昭和63年度より用地買収を行っており、必要な面積を確保してまいりました。現在グラウンドとなっている場所につきましては、高度処理施設建設用地として、国交省の目的外使用の許可を取り、坂戸市に無償で貸しております。今後、高度処理施設を建設することとなりましたら、坂戸市から返還してもらう予定となっております。</p>
委員長	<p>人事計画など、組合は甘いのではないのでしょうか。</p> <p>また、報奨金制度についても、条例等に基づいているのでしょうか、廃止できるものは廃止していくことも考えたほうが良いのではないのでしょうか。使用料の見直しという話になってくれば、住民として、報奨金による支出などが無駄な経費ととらえられかねないと思います。</p> <p>経費節減の一つとして検討したらどうかと思い質問させていただきました。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p>
委員長	<p>いくつか質問いたします。</p> <p>1点目として、受益者負担金についてですが、一括納付によって得た資金を運用に回した場合、報奨金約1千万円を上回る利子が発生するのか伺います。発生しないのであれば、報奨金制度の意味はあるのでしょうか。</p>

	<p>また、報奨金に関する条例・規則が今の時代に合っていると考えているのか伺います。</p> <p>2点目として、料金徴収業務委託について、水道と一緒に委託することで経費が2分の1になるという説明でしたが、1つの契約とするのが当然ではないのでしょうか。</p> <p>3点目として、来年度の新規採用職員が3名との説明でしたが、再任用には期限があるのでしょうか。定数が40人ですから、定数を越えないか気になります。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>1点目の受益者負担金についてですが、下水道の整備によって利益を受ける方、受益者に対して、土地の面積に応じて賦課させていただくものであります。受益者負担金の納付は、5年間20回の分割納付となっておりますが、報奨金制度は受益者負担金を納付しやすくするというので、約9割の方が一括納付を選ばれております。一括納付による資金を運用することによって利子を得るというのは難しいと考えております。</p> <p>受益者負担金制度につきましては、勉強会等に毎年参加しておりまして、意見交換等含め、最善の賦課・徴収をしていければと考えております。</p> <p>2点目の料金徴収業務委託についてですが、まず、水道企業団と下水道組合はそれぞれの目的を持った別団体であるため、契約についても、それぞれが発注し別々に契約締結することとなります。このことから、先ほどもご説明しましたが、水道企業団と下水道組合で2分の1の負担となるように覚書を締結し、水道企業団が契約した業者へ当組合も契約しております。水道使用料と下水道使用料の徴収委託を1つの契約で委託することはできませんので、ご理解いただければと存じます。</p> <p>3点目の定員管理についてですが、条例に定めた定数は59人で変えておりません。人事計画上では40名前後で考えております。また、現在の再任用職員につきましては、1年更新の最長2年までとなっております。なお、今年度末の退職者が2名、新規採用が3名の予定であります。</p>
<p>委員</p>	<p>追加で質問いたします。</p> <p>次年度の職員数が41名と増えるのに、総体として、人件費は節減できるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>退職者1名で新規採用2名を賄える人件費となっているのが実情でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ここまで最大58名から職員を減らしてきたことに組合の努力を感じますが、ここでまた増加に転じるのでしょうか。</p> <p>また、技術の継承などの理由で再任用職員を雇用すると言っていました。技術指導は退職する前から、再任用する前から出来ることなのではないのでしょうか。役職が主査となっておりますが、役職手当が発生するのではありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>お答えいたします。</p>

<p>委員</p>	<p>今後につきましても、人事計画上では 40 名前後で考えておりますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>また、再任用について、確かに、退職前から分かっていることではございます。ただし、再任用職員につきまして、役職手当は発生いたしません。</p> <p>国の指導に従いまして、今年度から再任用制度を進めております。</p>
<p>事務局</p>	<p>国の指導があるからと言っても、退職者を全員再任用する必要はないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>前年度は 5 名の退職者がでておりまして、そのうち 3 名を再任用としております。よって、退職者全員を再任用してはおりません。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>定員管理について、私の会社では明確な基準を設けて実施しております。組合としても基準を明確化して計画を立てられた方がよいのではないのでしょうか。参考にさせていただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>委員さんのおっしゃるとおりであります。</p> <p>今後につきまして参考にさせていただければと思います。ご意見ありがとうございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>11月16日の一般競争入札について、公表された最低制限価格で 11 社が入札しています。これで競争になっているのでしょうか。最低制限価格を公表しない方が、経費削減になるのではないのでしょうか。</p> <p>また、使用料の検針票において、下水道は「排除量」と表記されています。もっと良いイメージの言葉に変えたらいかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>入札制度につきましては、坂戸市にならった形で規定しております。坂戸市と連携を取っている中で、今後改正を検討していく事項であると認識しております。</p> <p>また、「排除量」の言葉についてですが、下水道条例第 16 条にて「使用者が排除した汚水の量に応じ」と規定されていることから「排除量」という言葉を使用しております。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にありますか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、貴重な御意見等いただきましたが、答申につきましては、継続審議としたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>継続審議とする意味があるのでしょうか。</p>

事務局	<p>今回の諮問では、大局的な組合の経営状況から、使用料の見直しが必要かどうか答申をいただければと考えております。</p> <p><審議事項（２）></p>
会長	<p>他に御意見・御質問はありませんか。 なければ、次に、審議事項（２）「その他について」を議題といたします。 委員の皆さんから何かございますか。</p> <p>（特になしの声）</p>
会長	<p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>次回、第３回目の審議会の日程について確認したいと思います。</p>
会長	<p>次回の日程調整は、事務局へ一任することよろしいでしょうか。 （異議なしの声）</p>
会長	<p>事務局で開催日の予定はありますか。</p>
事務局	<p>１月１５日金曜日午後２時開催でお願いできればと考えております。</p>
会長	<p>次回開催日は、１月１５日金曜日午後２時開催で調整してよろしいでしょうか。 （異議なしの声）</p>
会長	<p>それでは、次回開催日は、１月１５日金曜日午後２時からといたします。なお、正式な開催通知を後日、事務局より送付してもらいたいと思います。</p> <p><閉会></p>
会長	<p>それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます 委員の皆様には、長時間にわたり熱心な御質問・御議論いただき、ありがとうございました。</p>